

領土紛争における地図の証拠能力 (1)

—韓国側の研究を事例として—

船 杉 力 修*

Admissible Evidence of Maps in Territorial Disputes (1):
As a Case Study by the Korean Side

Rikinobu FUNASUGI

キーワード：領土紛争、国際法、証拠能力、歴史地理学、竹島問題

Key words : Territorial disputes, International law, Admissible evidence, Historical geography, Takeshima Dispute

1. はじめに

1-1. 領土紛争と国際法

本稿は、領土紛争における地図の証拠能力について、主に韓国側の研究成果を中心として、国際法を踏まえた上で、歴史地理学の立場から検討を行うものである。

わが国は、1952（昭和27）年4月発効のサンフランシスコ平和条約第2条、第3条により、戦後の領土が法的に規定された後、1953（昭和28）年12月の奄美群島、1968（昭和43）年6月の小笠原諸島、そして1972（昭和47）年5月の沖縄県の復帰によって、わが国に関係する領土問題は、ロシアとの間の北方領土問題及び韓国との間の竹島問題の2つとなった。北方領土問題は、北方領土の帰属に関する問題の解決と、平和条約の早期締結に向けた外交交渉が日露間で継続して行われているが、竹島問題は、1952（昭和27）

年1月、韓国政府は国際法に反して、公海上での「李承晩ライン」を設定してから、竹島を一方的に取り込み、不法占拠した状況が現在も続いている。わが国は竹島問題の平和的解決を目指して、国際司法裁判所への付託をこれまで3回提案してきたものの、韓国側はすべて拒否している。韓国政府は、竹島の領有権紛争は存在せず、外交交渉、司法的解決の対象ではないとしており、問題解決の目処はたっていない。

さて、尖閣諸島問題の研究で有名な国際法学者で、国土舘大学名誉教授奥原敏雄（2015年逝去）によると、領土問題と国際法との関係について、次のように記している。領土問題を考察する上で重要な文章であるので、長文であるが引用する。「領土紛争が発生した場合、国家はその領土に対する主権（領土権）を絶対的に失いたくないという心理に陥る。国民もまた民族感情と愛国心から、過激な行

* 島根大学法文学部社会文化学科

動に走る者が現われ、国家を突き上げようとする。このような状況の下においては、国家がとりうる政策上の選択の幅は、限られたものとならざるをえない。さらに、国家の主権が民族感情や愛国心と結びつき、領土問題に対する国家の行動を正当化したり、国家の主権によって、国際法を否定することが許されると考えるようになると、領土問題を平和的に解決する道は、ますます閉ざされることとなる。領土問題は、国際法に基づいて解決すべきである。それ以外に問題を解決する方法はない。しかし、領土問題に関しては、この簡単なことが、なかなかできない。領土問題となると、現代国際法の下においても、主権の古い観念が蘇生し、復活する。すべての国がそうであるというわけではないが、独立の歴史が浅かったり、過去に侵略された歴史を有する国々——これらの国々はかつて主権を蹂躪された、消え去ることのできない屈辱の歴史とともに生きている——においては、領土問題に絶対的な主権の観念をもち込むことによって、国民に民族としての誇りを自覚させ、それによって、国家の安定を図ることができる。このように、絶対的な主権の観念は、民族感情や愛国心が交錯する領土紛争において、増幅され、絶対化される。竹島（韓国名：独島）や尖閣諸島（中国名：釣魚台群島）の領土権をめぐる紛争は、まさに、そうした要素を含んでいる。それだけに、これらの問題の解決は容易ではない。領土問題に関しては、いずれの国も、国際法上の根拠を明らかにする必要があるが、問題の解決にあたっては、当事国間の友好関係を損なわないように十分配慮しながら、当事国が冷静に話し合える環境を作りあげることが、なによりも大切である」（奥原 1997、pp.3-4；奥原 1998、pp.1-2）とされている。

すなわち、竹島問題をはじめとした、国家間の領土紛争は、民族感情や愛国心と結びついた国家主権ではなく、国家の間を律する法である国際法に従って、問題を解決しなければならないとしている。日本政府は竹島問題において、国際法に基づいた領有権主張を行い、国際司法裁判所への付託といった平和的解決を目指している。一方、韓国側では、1954年10月28日の韓国政府の口上書「竹島問題の国際司法裁判所への付託を拒否」において、「日本による韓国侵略の最初の犠牲になったのが独島である。日本の獨島に対する非合理的で執拗な主張は、韓国国民に日本が再び韓国侵略を試みようとしているのではないかと疑念を抱かせる。韓国国民にとって獨島は単なる東海上の小さな島ではなく、韓国主権の象徴である」（大韓民国外交通商部 2012、p.31）とし、独島は韓国侵略の最初の犠牲となった領土で、韓国主権の象徴であるとの主張を行っている。特に「竹島は日本の朝鮮半島侵略の最初の犠牲となった領土」という主張については、島根県竹島問題研究会の藤井賢二によって、「1953年から1954年にかけて日韓関係が緊張する中で人為的に形成された、いわば「作られた意識」であった」、「竹島の日本領土編入を朝鮮侵略の一環としてとらえる主張自体が誤りである」（藤井 2012、p.59）とされている。最近では、2017年11月7日、米国のトランプ大統領を歓迎する晩餐会で、米国は竹島問題の直接の当事者でないにもかかわらず、韓国大統領府が竹島近海で捕獲されたとするエビを「独島エビ」と称して出したことが大きく報道された。奥原が指摘したように、韓国側では、竹島問題が過去の日本統治と結びつき、竹島問題が民族感情や愛国心と結びつき、竹島問題と絶対

的な主権の観念と結びついていることを如実に表している。

領土紛争と国際法の関係については、同じく奥原の尖閣諸島問題の論文において、さらに具体的に詳述されており、参考となる(奥原1978)。奥原の主張は国際法の研究では自明の理であるが、竹島問題に関する研究は日韓双方に多数存在するものの、わが国の一部研究者及び韓国側の研究者による研究は、国際法を踏まえないものが圧倒的に多いのが現状であることを踏まえ、長文であるが一部を引用して、竹島問題との関連をまずは検討することとしたい。

「尖閣列島の領有権問題を考えるにあたっては、次のことを明確にしておく必要があると思う。まず第一に尖閣列島をめぐる領土紛争は、この領土の権利、帰属をめぐる紛争であるということである。言い換えるならば、この問題は政治的な紛争ではなく、法的紛争であるということである。第二に、この問題は私的な紛争ではなく、台湾を含む中国と日本との間の国家間の法的紛争であるということである。第三に、それが国家間の法的紛争であれば、当然のことであるが、国家の間を律する法、すなわち国際法に従って問題を解決しなければならないということである。歴史の見地から尖閣列島の領有権を主張することと、そのような主張が法的に認められるかどうかとは、一応別個の問題であるという点を区別する必要がある」(奥原1978、p.66)。

この論文は尖閣諸島を対象とした論文であるが、領土紛争は、①領土の権利、帰属をめぐる紛争であること、②政治的紛争ではなく、法的紛争であること、③私的な紛争ではなく、国家間の法的紛争であること、以上の指摘は、竹島問題を含めた、他の領土紛争にも当てはまるということは言うまでもない。し

たがって、竹島問題も日韓の法的紛争である以上、国際法にしたがって解決しなければならない。

次は歴史的事実と国際法との関係である。「第四に、ただし今までに述べたことは、国際法が歴史的事実を無視するということを意味していないということである。領土紛争が発生したとき、紛争の当事国はしばしば古文書の存在を理由にして、自国の領有権を主張してきた。領土紛争に古文書が持ち出されることは、別段珍しいことではない。問題は領土紛争を解決するにあたって、紛争の当事国によって提出された古文書が、国際法上に意味のあるものかどうかということである」(奥原1978、p.66)。

領土紛争の解決にあたって、自国の領有権を主張する、古地図を含めた古文書が当事国によって提出されてきたが、国際法では、こうした古文書が、国際法上意味があるかどうか重視されると指摘している。竹島問題では、日韓ともに歴史学者や地理学者など国際法学者以外の研究者により、数多くの論文が発表されているが、竹島をめぐる古文書や古地図の考察が行われているものの、その多くは国際法を踏まえないものである。領土紛争が法的な紛争であるという性格を有する以上、その解決には、国際法を踏まえないならない。

こうした考えは、北方領土をめぐるこれまでの日露間の合意にも反映されていることが確認できる。1993(平成5)年10月、細川首相とエリツィン大統領により署名された「日露関係に関する東京宣言」第2項では、「日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、両国関係における困難な過去の遺産は克服されなければならないとの認識を共有し、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する

問題について真剣な交渉を行った。双方は、この問題を歴史的・法的事実に立脚し、両国間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約を早期に締結するよう交渉を継続し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきことに合意する」(日本国外務省・ロシア連邦外務省編 2001) とある。この宣言では、四島全部が帰属問題の対象であることを明確にした点、帰属問題を法と正義の原則を基礎に解決するという方針を打ち出した点で重要である(塚本 2011, p.9) とされる。この宣言の第 2 項にある「歴史的事実立脚する」というのは、後段に「法と正義の原則を基礎として解決する」とあることからみても、国際法を踏まえた上で、歴史的事実立脚することを指すと考えられる。

さらに、北方領土問題では、1992 (平成 4) 年に日露両国外務省が共同で作成した『日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集』が発行されたことも注目される。この資料集は「日露両国国民が、日本とロシアとの間の「領土問題」を正しく理解するための一助として [作成され]」([] は筆者による加筆。以下同じ。)、 「二国間の領土確定に関する日露、日ソ間の基本文書及び本問題と関係のある一連の他の文書及び資料を収録した」(日本国外務省・ロシア連邦外務省編 1992) とされる。前掲の 1993 (平成 5) 年 10 月の「日露関係に関する東京宣言」第 2 項では、「日本国政府及びロシア連邦政府は、また、これまで両国間の平和条約作業部会において建設的な対話が行われ、その成果の一つとして千九百九十二年九月に「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」が日露共同で発表されたことを想起する」(日本国外務省・ロシア連邦外務省編 2001) とあり、これは

「[日露] 双方が、領土問題を「法と正義」に基づき解決する必要があるとの共通の理解を堅持している」(日本国外務省・ロシア連邦外務省編 1992) ことを背景にして発行されたものといえる。

こうした国際法を重視した考えは、わが国の領土問題だけではなく、1945 (昭和 20) 年 10 月発効の国連憲章にもみられる。国連憲章第 33 条第 1 項では、「いかなる紛争でも継続が国際の平和及び安全の維持を危うくする虞のあるものについては、その当事者は、まず第一に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない」とし、仲裁や司法的解決など、平和的手段による国際紛争の解決を求めている。紛争の解決に責任を持つ国連の主要機関は、国際司法裁判所である。国連憲章第 93 条第 1 項では、「すべての国際連合加盟国は、当然に、国際司法裁判所規程の当事国となる」と規定している。同じく 1945 (昭和 20) 年 10 月発効で、「国連憲章」と不可分である「国際司法裁判所規程」の第 38 条第 1 項には、「裁判所は、付託される紛争を国際法に従って裁判することを任務とし」とあり、付託される紛争は国際法にしたがって裁判を行うと明確に記しているのである。

領土紛争の解決において国際法を重視する考えは韓国の研究者の論文にもみられる。韓国の有名な国際法学者で、竹島問題でも多くの著作のある、明智大学校名誉教授のキム・ミョンギ(金明基)は、国際法上の地図の領土権原の認定証拠についての論文において、論文の性格上、地図という限定を付けながらも、「領土の領有権問題は権利の問題であり、権利の問題は国際法上の問題であり、国際法

外的な問題ではない。したがって、領土の領有権問題を論じながら、地図に関して、国際法外的な認識を持つことは排除されなければならないことは議論の余地がない」（キム 2009、p.153）とし、領土の領有権問題は国際法上の問題であり、国際法外的な認識を持つことは排除されなければならないと明確に記している。すなわち、領土紛争を含めた国際紛争は、国際法にしたがって解決するというのは、国際社会共通の認識であるといえる。

1-2. 先占の法理

奥原は続いて、国際法のなかでの先占の法理について検討している。まずは、先占と植民地獲得との関係である。「第五に、実効的支配を要件とする先占の法理というものは、現代の国際法のもとでも有効なものであるということである。学説、国際判例のいずれもこの法理の効力を否定していないということである。先占の法理が成立した動機、すなわちヨーロッパ諸国による植民地獲得の過程において、その獲得手段として、この法理が使われたということ、それを理由にこのような法理を認めないと主張するのは、法の成立動機と、その法の効力を混同した議論といわなければならない。もしそうした主張が法的に無効としての効果を与えられ、かつ現実の国際社会に通用するとするならば、アメリカ合衆国、カナダ、ラテンアメリカ諸国、オーストラリア、ニュージーランドなどは国家としてさえ法的存在を認められないということにならざるを得なくなる。中国もまた台湾、チベット、内蒙古、東北地方（旧満州）のかかなりの部分、同じように日本も北海道、千島、小笠原諸島などに対する領有権を認められないということにならざるを得ない。（略）ここで先占の法理をやや長々と説明したのは、と

もすれば先占の法理無効論が、植民地の否定という現代的な正義の思潮と安易に結びつけられるばかりでなく、ある種の説得力をもっているからである」（奥原 1978、pp.66-67）。

わが国による竹島の領土編入は、国際法上の領土取得方法の一つである無主地「先占」の法理に依拠する形で行われた（塚本 2014、p.50）。韓国側は「日本帝国主義による韓国の主権侵奪は、1910年に完結するまで段階的に行われ、1904年日本は強制的に締結した「韓日議定書」や「第1次韓日協約」を通じてすでに韓国に対する実質的な統制権を獲得した。日本による韓国侵略の最初の犠牲になったのが独島である」（大韓民国外交通商部 2012、p.31）とし、1905（明治 38）年のわが国による領土編入が国際法上無効であるとしている。しかしながら、1905（明治 38）年以前に朝鮮王朝や大韓帝国といった朝鮮半島の国家が、法的に竹島を占有した史料は一切確認されておらず、さらに、1905（明治 38）年以前に竹島をめぐる、わが国以外の他国による占領が認められないことから、わが国による竹島の領土編入は国際法上有効であり、また 1910（明治 43）年の日韓併合とも何ら関係がないことは明らかである。要するに、わが国による竹島編入が韓国侵略の最初の犠牲地であるといった韓国政府の主張は、奥原が指摘した、植民地獲得の手段として、国際法の先占の法理が使用されたので、その法理を認めないとする「法の成立動機と、その法の効力を混同した議論」以前の議論であるといえる。

次に、先占の法理の内容についてである。「第六に、歴史的見地に立つ [尖閣諸島の] 中国領有論の大部分は、これを法的な観点から分析するならば、いわゆる発見、命名、領有意思の存在だけで、領有権の帰属が決定さ

れると主張するにひとしいこととなろう。だが、このような主張の歴史的淵源自体は、初期の先占の法理にも存在したものである。発見（国家による領有意思を必要とする。単純な発見、私人による発見を含まない）優先の原則は、ポルトガルとスペインが海上の支配権を握っていたヨーロッパ近世初期から十八世紀の後半まで有効であったといえよう。そしてこの原則は、アフリカ大陸を除く大部分の地域（アメリカ大陸、東南アジアおよび中東地域）に適用されてきた。ただしこの場合の発見というのは、実際には地域的に限定されたものであり、大陸の一部を発見したことにより、大陸全体の領有権を取得し得るというものではない。たとえばアメリカ合衆国の独立以前において、同大陸はフランス、イギリス、スペインなどによって分割されていたし、またその領域範囲も、初期においてはすべての地域に及んでいたわけではない。その意味において、土地の現実的な占有という、その後国際法上必要とされる実効的支配の原則が、すでに暗黙のうちに妥当とされてきたともいえよう。したがって歴史的見地から領有意思の存在を指摘し、その事実のみによって領有権が確定すると主張しうるためには、今日においてそれが妥当しないにせよ、かつての先占の法理（そしてその成立動機は先に述べたと同じである）の効力を認めなければならないことになる」（奥原 1978、pp.67-68）。

すなわち、国際法上の先占の法理は、現代では、発見、命名、領有意思の存在だけでなく、土地の現実的な占有という実効的支配の原則も含めて、領有権の帰属が決定されると指摘している。したがって、韓国側の主張、すなわち、鬱陵島から竹島が見えるので、竹島は鬱陵島の一部として認識されていた（大

韓国外交通商部 2012、p.5）はずであるとか、韓国のある民間人が 1905 年以前にアシカ狐のために竹島へ行った¹⁾に違いないとか、1904 年のわが国の史料²⁾に、鬱陵島在住の韓国人が竹島を「獨島」と称していたなどとするのは、いずれも国際法上、先占の法理に該当しない。また、1905（明治 38）年以前に朝鮮王朝なり大韓帝国といった朝鮮半島の国家が、竹島の領有意思を示した史料、さらには、土地の現実的な占有という国際法上必要とされる、竹島の実効的支配を示した史料さえも確認されていないのである。

このように、領土紛争は国際法にしたがって解決しなければならない。歴史学者が古文書を使用して、紛争地域の歴史的事実を分析したり、あるいは地理学者が古地図を使用して、紛争地域の地理的事実を分析したとしても、最終的には国際法を踏まえないならない。すなわち、紛争当事国が提出した古文書や古地図が、国際法上意味があるかどうかを検討しなければ、領土紛争に無用の混乱が生じるだけであり、領土紛争の解決には本質的な意味がないといえる。

1-3. 本稿の課題

竹島問題の研究では、他の領土紛争と比べて、古地図をもとに領有権主張がなされている研究が多く、特にそうした研究は、韓国側の方に多くみられることが挙げられる。韓国側の古地図をもとにした、竹島問題の研究は枚挙に暇がないが、代表的なものとしては、フランス・リヨン第三大学名誉教授イ・ジンミョン（李鎮明）の『独島、地理上の再発見』（改訂増補版、2005 年）、韓国・世宗大学校教授保坂祐二の『日本古地図にも独島はない』（2005 年）、韓国・国際文化大学院大学校客員教授イ・サンテ（李相泰）の『史料が証明

する独島は韓国領』(2007年)などがあり、最近では、ウリ文化を守る会編の『日本古地図選集』(2015年)が挙げられる。いずれの本でもカラーの古地図の写真を多く掲載することによって、読者に対して分かりやすく配慮されている。また、朝鮮・日本・それ以外の国の古地図では、竹島は朝鮮領と記載されていると主張している。しかしながら、いずれの本でも、地図の読み取りといった、地理的事実の分析がそもそも間違っている。

例えば、朝鮮の古地図では、1770年の『東国文献備考』の「鬱陵、于山は皆于山国の地で、于山は即ち、倭の所謂松島である」との記載を、時代の異なる古地図に対して無原則に当てはめ、古地図に記載されている「于山島」を全て独島と、歴史地理学ではあり得ない解釈を行っている。歴史地理学では、古地図を分析する際、同時代の史料の記載内容を比較したり、現在の地形と比較するなど慎重に検討することが重要とされていることは言うまでもない。古地図における「于山島」の位置を分析すると、17世紀末期の安龍福事件以前の古地図には、「于山島」は鬱陵島の西側に記されているが、鬱陵島の西側には島は存在しない。また安龍福事件以後の18世紀以降の古地図では、「于山島」は、鬱陵島の北東約2kmに位置する現在の竹嶼(韓国名竹島=チクトウ)の場所に記しており、こうした古地図は、わが国が竹島を島根県に編入する直前の1900年の古地図でもみられた(拙稿2007; 拙稿2008)。つまり、朝鮮王朝や大韓帝国は、竹島を行政的に管轄していなかっただけでなく、地理的に認識すらしていなかったのである。

わが国の地図では、例えば、松島(現在の竹島)を初めて記した日本地図である、江戸時代の長久保赤水の「改正日本輿地路程全図」

について、韓国側は、「1779年の初版を含むこの地図の正式版本では、鬱陵島と獨島が朝鮮本土とともに彩色がなされておらず、経緯度線の外に描かれているなど日本の領土とは違った扱い方をしている」(大韓民国外交通商部2012、p.17)としている。しかしながら、彩色がないのは、竹島(現在の鬱陵島)、松島(現在の竹島)、朝鮮半島のほかに、初版では、八丈島、青島(現在の青ヶ島)、筑前国の御号島(現在の沖ノ島)、薩摩国の永良部島(現在の口永良部島)、鬼界島、蝦夷地のうち松前藩、小島(現在の松前小島)、2版では八丈島、青ヶ島、御号島、口永良部島、蝦夷地のうち松前藩、大島(現在の松前大島)、松前小島となっており、これらの島は明確に日本領であることから、彩色がないことをもって日本領外、さらに朝鮮領であることを証明したことにはならない(拙稿2008、p.111)。次に経緯線については、初版では竹島、松島のほかに、朝鮮半島、八丈島、松前小島にも経緯線が引かれていない。八丈島、松前小島は日本領土であることから、経緯線が引かれていないことが朝鮮領土を示すということにはならない。経緯線が引かれていないのは、その存在は認識しているものの、日本列島から遠方になるので、正確な位置が分からないことを示しているのである(拙稿2008、p.111)。

また、わが国の古地図では、現在の竹島が記されている地図が多数存在する。江戸時代には、鳥取藩、及び竹島、松島へ渡海した、鳥取藩内の伯耆国米子の商人大谷家、村川家に残る松島の絵図が存在するほか、長久保赤水などの日本地図にも松島が記された。明治時代に入ると、西洋地図導入に伴う、島名の混乱により、松島は現在の鬱陵島とされ、西洋名リアンコルト岩が現在の竹島とされる

ものの、1905（明治 38）年の島根県編入後は、戦後の占領下の時期を除けば、陸地測量部、地理調査所、国土地理院の地図や水路部、海上保安庁の海図に、現在の竹島が日本領として記された（第 3 期竹島問題研究会編 2014；拙稿 2015；拙稿 2016）。しかしながら、韓国側は、江戸時代から現代までのわが国の古地図のうち、竹島の記載されていない古地図をことさら強調して取り上げ、わが国が竹島を領有していなかったと主張している。一般的に領土紛争を扱う国際裁判では、紛争当事国が提出した証拠を比較して、相対的に優位にある権原を確認するものとされている。韓国側では、先に記したように、朝鮮王朝や大韓帝国時代の古地図には、竹島を一切記しておらず、竹島を地理的に認識すらしていなかったことが明らかである。一方、わが国では、竹島が記載されている地図と、竹島が記載されていない地図の両方が存在する。国際法上、地図は二次的証拠にしかならないものの、古地図に関していえば、日韓どちらが相対的に優位であるかは一目瞭然であるといえる。

その他の国の古地図については、韓国側では西洋製の古地図も取り上げ、いずれの古地図でも竹島を朝鮮領と示していると主張している。このうち、竹島が西洋で地理的に認識される前の 19 世紀中期以前の地図には、「于山島」が鬱陵島の西側、もしくは鬱陵島の東側近くに記されている。これは朝鮮の古地図をもとに作製されたもので、いずれも竹島を指してしないというのは先に記した通りである。1849 年フランスの捕鯨船リアンコルト号によって、竹島が発見されると、以後竹島は西洋地図にリアンコルト岩など西洋名で記された。2009（平成 21）年 10 月 16 日付の産経新聞によると、1872 年のドイツ製地図と 1902～1904 年のフランス製の地図で、

竹島が日本領と明示されていることが判明したとしている。しかしながら、西洋地図の写真を多数掲載している、『独島、地理上の再発見』には、こうした地図を一切掲載していない。この本では、「独島と鬱陵島まで日本に含めた間違った西洋地図」として、1878 年、1904 年のドイツ製地図を取り上げ、「当時西洋で鬱陵島が、ダジュレーまたは、松島と知られていたのも、名前だけ見て、日本領土として扱われてしまったものとみられる。これは地図製作に際して、事実確認せずに犯した間違いなので、間違った地図である」（イ 2005、p.204）と解釈している。しかしながら、先に述べた、「于山島」が鬱陵島の西側に記した西洋地図も、実際に鬱陵島の西側には島が存在しないことから、位置に関して事実確認をせずに発行した、間違った地図であるといえる。間違った地図であれば、同様に本に地図の写真を掲載することはできないだろう。すなわち、この本には韓国側にとって不都合な地図は掲載していないといえるのである。

したがって、本稿では、まず第一に、韓国側が領有権主張の根拠としている朝鮮・日本・その他の古地図の記載内容について、まずは地理的事実の分析が正しいかどうか、それぞれ地理学的に分析する必要があるといえる。また、日韓双方にとって不都合かどうかではなく、最終的には竹島が記載されている地図を悉皆的に取り上げ、竹島記載の有無の意味について、地図史を踏まえながら考察していく必要がある。筆者はこれまで、韓国側で竹島の領有権の根拠として取り上げられた、朝鮮・日本・その他の古地図について、地理学の立場から検討してきた（拙稿 2013；拙稿 2014；拙稿 2015a；拙稿 2015b；拙稿 2016；拙稿 2017）が、本稿でもこうした観点から、

特に韓国側で竹島の領有権主張の根拠の一つとして取り上げられた古地図のうち、いくつかを対象として取り上げて検討していくこととする。

第二は、古地図と国際法との関係である。先に述べたように、領土紛争は国際法にしたがって解決しなければならないことから、古地図を扱う場合には、古地図の読図とともに、国際法を踏まえる必要がある。国際法における古地図の機能については、国際法が専門の白鷗大学教授荒木教夫の論文（荒木1999）が大変参考になる。わが国の一部研究者及び韓国側の研究者の多くが、国際法を踏まえ、特にわが国の古地図を取り上げて、竹島の領有権主張を行っている現状を踏まえ、長文であるが、一部を引用することとしたい。荒木によると、「地図が、附属する条約の本文と一体化することによって、条約の不可分の一部として利用されるとき、または一定の地図が国境画定条約の基礎として指定されているとき等の地図は、一次的証拠としての性質を有するものといえる。こうした地図は、他の如何なる地図にもまして、最優先の証拠として扱われる。理論的には、想定された領土の限界は、当該地図を参考にして決定されてもおかしくはない。しかし、一次的証拠であったとしても、その地図が誤っている可能性は依然として残る。条文との齟齬が存在する場合もある。したがって、境界の位置をめぐり、紛争が生じた場合、地図を無条件に、そのみをもって決定的証拠として扱うことはできない。この他の地図は、国際裁判において、せいぜい二次的証拠としてしか扱われてこなかったものであり、伝聞証拠としての価値を持つものとは扱われなかった。地図に対する信頼度の低さが、地図の評価を左右しているといえる」（荒木1999、pp.45）としている。

すなわち、条約の一部として利用された地図、国境画定条約の基礎として指定された地図は一次的証拠として扱われるが、この他の地図は二次的証拠としてしか扱われてこなかったとしている。また条文と齟齬がある場合には、地図は決定的証拠として扱うことができないとしている。

また、この他の地図のうち、公的地図について、「公的地図とは、国家の命令または責任の下で作成された地図をいう。換言すれば、政府機関が発行するか、それが採用または承認する地図のことであり、しばしば通常の私的地図以上の意義を有するものとして援用される」（荒木1999、p.19）とし、「多くの紛争当事国は、自国の作成した公的地図を提出する。自国に有利な地図である場合が多いからである。当然のことだが、当事国の地図は、紛争解決のための決定的証拠として扱うことはできない。しかし、少なくとも、関係領土について、主権を享有していないことを自ら認めているような証拠を提供している地図であれば、重要な意味を有する地図であることになろう」（荒木1999、p.9）としている。すなわち、公的地図であっても、関係領土について、主権を自ら享有していないと認めている地図以外は、紛争解決のための決定的証拠にはならないとしている。

さらに私的地図について、「私的地図は、当然のことながら、公的文書として認められることはない。評価は慎重に行われる。大体において、漠然とした権威のない情報源から得た情報に基づいて作成されている場合が多いからである。私的地図とはいっても、単なる私的地図と、本来は私的に作成された地図ではあっても、関係政府のいずれかが公刊したか受諾した地図とは区別して考える必要がある。後者の地図には、正確性が推定される

限りにおいて、単なる私的地図とは異なる価値が与えられよう」(荒木 1999、p.19)としている。また、尖閣諸島の関連地図として、林子平の地図を取り上げ、「この地図は私人の立場で作成されたものであり、日本の国家意思を表明するものではないし、公的に認定されたものでもないことである。したがって、この地図が日本を拘束することはない」(荒木 1999、pp.19-20)としている。すなわち、私的地図は公的文書と認められることはないので、国家の意思を表面するものではなく、国家を拘束することはないが、関係政府が公刊したか受諾した地図は価値が与えられるとしている。わが国の一部研究者及び韓国側の研究者の多くが、公的地図、私的地図の違いもほとんど考慮せず、わが国の古地図を根拠として、竹島が日本領ではないもしくは朝鮮領である主張している現状を踏まえると、荒木の国際法による古地図の機能についての指摘は、竹島問題の研究において大いに参考になると考えられる。

こうした主張は、すでに拙稿で触れたように(拙稿 2013、pp.88-89)、韓国側の報道でも確認することができる。イ・ミョンバク(李明博)元大統領の竹島訪問直後の2012年8月17日付のハンギョレ紙『「古地図に独島は私たちの地」国際裁判では力使えない』と題する記事において、国際司法裁判所におけるタイーカンボジア、マレーシアーインドネシアの判例をふまえて、「国内のマスコミが、独島がわが国の領土であることを示す決定的証拠として、時々提示する古地図が独島問題を扱うのは、あまり重要な要素ではない場合もある」としている。すなわち、国際司法裁判所において、古地図は領有権の根拠としてあまり重要な証拠とはならないことを指摘している。同様のことは、先に引用した、韓国

の国際法学者、明智大学校名誉教授キム・ミョンギも主張している。「地図が歴史学者と地理学者によって過大評価されているのは明白な事実である。しかし条約の不可分の一部を構成しない非認証地図は、国際法上、間接的な文書証拠の一つとして扱われるだけである」(キム 2009、p.7)と記している。とりわけ、わが国の一部研究者、そして韓国の歴史学者や地理学者が、わが国の古地図を使用し、竹島は朝鮮領であると主張するなかで、ハンギョレ紙及びキム・ミョンギの指摘は重要である。したがって、竹島問題において、古地図を取り上げる場合には、国際法での観点、すなわち、条約の附属地図か、公的地図か、私的地図かなどの分類を行った上で、該当の地図が領有権主張の証拠として価値があるかどうかを検討しなければならないのである。

第三に、竹島問題に関係する古地図と国際法との関連である。わが国では、領土紛争と古地図との関係を考察した論文として、国際法が専門の津田塾大学名誉教授東寿太郎の論文(東 1965; 同 1966)、先に挙げた白鷗大学教授荒木教夫の論文(荒木 1999)、福岡女子大学准教授深町朋子の論文(深町 2013)などが挙げられる。そこでは過去の国際判例をもとに、地図の機能について考察しているものの、竹島問題において、わが国の一部研究者や韓国側の研究者が提示している古地図に対して、長年竹島問題に取り組んできた、国際法が専門で、東海大学教授塚本孝の論文(塚本 1985a; 同 1985b; 同 2013a; 同 2013b; 同 2016)を除けば、わが国の国際法学者が国際法的観点から、竹島の領有権問題において、竹島に関する古地図はどのような意味があるのか明確に答えていないのが現状である。

一方、韓国側では、数は多くないものの、国際法学者によって、領土紛争と地図との関

連についての論文がみられ、いくつかは竹島問題で領有権根拠の一つとしている古地図を取り上げて考察している。そのなかで代表的な論文としては、①2011年から2013年に駐日韓国大使をつとめたシン・ガクス（申珥秀）の1981年の論文、②先に述べた、明智大学校名誉教授キム・ミョンギ（金明基）の2009年の論文、③パク・ヒョンジン（朴玄鎮）前ソウル大学校法学研究団契約教授の2007年の論文（後に2016年発行『独島領土主権研究：国際法・韓日関係と韓国の挑戦』に収録）などが挙げられる。

いずれも領土紛争における地図の証拠能力について検討を行っている。①では、「領土紛争に関する国際判例を中心に、(略)2つの変数—地図の性格・機能・価値と関連領土紛争の性格—による地図の証拠力を検討してみたい。このために地図が国際訴訟法上証拠力を備えるために一般的に要求される諸要素を検討した後に、このような要素を備えた地図が領土紛争の性格に応じて、どの程度の証拠力が認定されるかを考察してみることにする」(シン1981、p.111)としている。このうち、地図が国際訴訟法上証拠力を備えるために一般的に要求される要素として、シンは公式性、独創性、正確性、客観性の4つの基準を提示している(シン1981、pp.112-117)ことが注目される。

②では、「地図の証拠能力(admissibility of evidence)と証明力(weight of evidence)に関する規則を規定した「一般国際協約」は存在しない。もちろんこれに関する「一般国際慣習法」も「法の一般原則」も存在しない。したがって、地図の証拠能力と証明力に関する国際法上の規則は、それが実体法上の規則でも、手続き法上の規則でも問わず「学説」と「国際判例」から探すしかない。(略)以下、

(i) 地図と国際訴訟、(ii) 地図の証明力、(iii) 公式地図と第三国の地図に区分して、主に国際裁判所の判例を中心に記述し、(iv) 結論で、独島関連地図に関して、歴史学者にいくつかの提案をすることにする」(キム2009、p.154)としている。また、キムは、裁判所による地図の証拠としての証明力の判断の基準として、学説と判例によって、一般的に「認証性」(authenticity)、「正確性」(accuracy)、「公正性」(impartiality)といった3つの基準を提示していることが注目される(キム2009、pp.161-162)。

③では、「国際法上、領有権・国境画定紛争と関連して、地図の地位・機能とその証拠能力・証明力に関する法の一般原則及び主要な国際判決・学説を検討・分析して、地図の証拠能力・証明力に関する国際法の原則・規則の証拠を確認・一般化して、これを独島領有権論争に適用してみることによって、これまで韓・日両国で刊行された独島関連の主要な公認・非公認及び付属・単独地図のそれぞれの証拠能力と証明力を評価してみようと思う」(パク2007、p.91；パク2016、p.445)としている。さらに、林子平の「三国接壤之図」や1910年日本の地図専門製作会社が製作・刊行した「島根県全図」と「朝鮮全図」などを取り上げ、これらの地図は「たとえ非公認民間地図とはいえ、(略)ブルキナファソ/マリ間国境紛争事件とBrownlie教授の学説を法規決定のための補助手段と認定する場合(略)、これらの非公認地図もその証拠能力と証明力を認めなければならない」(パク2007、p.116；パク2016、pp.482-483)としていることが注目される。先に記したように、わが国では、荒木が林子平の地図を取り上げ、この地図は私人の立場で作成されたものであり、日本の国家意思を表明するもので

はないし、公的に認定されたものでもないことである。したがって、この地図が日本を拘束することはない」(荒木 1999, pp.19-20)としており、私的地図について、日韓の国際法学者の間で見解が異なっている点について注意しなければならない。

こうしたことから、竹島問題の研究において、地図の誤読だけでなく、国際法を踏まえない研究が多々見られる現状を踏まえ、本稿では、①地理学的観点、歴史学的観点から古地図の解説、古地図と文献との関連を検討すること、②わが国では古地図と国際法との関連について研究成果が少ない現状を踏まえて、この研究が比較的進んでいる、韓国の国際法学者の代表的な論文を取り上げて検討すること、③国際法の観点から、過去の国際判例と古地図との関連を踏まえ、韓国側が竹島の領有権の根拠の一つにしている、主要な古地図が竹島の領有権の根拠となるのか検討することとする。具体的には、①韓国の研究者のうち、シン・ガクスやキム・ミョンギが提示した、地図の証拠力の決定要素である判断基準と竹島問題で取り上げられている古地図との関連について、②そしてパク・ヒョンジンが提示した、地図の証拠能力・証明力に関する国際法の原則・規則の証拠を検討した上で、それと竹島問題に関係する古地図との関連について検討していくこととしたい。

こうした学際的なアプローチで研究を行うのは、領土紛争において古地図を分析するには、従来の研究で重視されてきた、地理学的な観点、歴史学的観点に加えて、領土紛争の解決において重要な国際法的な観点からの研究も重要であること、さらに、従来の研究では、地理学者は地理学的観点から、歴史学者は歴史学的観点からのみ研究を行ってきたことから、領土問題の解決にあたっては、各々

の学問分野だけでなく、学問の領域を超えた、学際的、総合的な観点で分析をしなければ、問題の本質が見えないことがあるからである。こうした基礎的な作業を通じて、国際裁判にも耐えられるような、竹島問題における古地図についての主張の論点を整理することができると考えられる。

2. 領土紛争における地図の機能

2-1. シン・ガクスによる領土紛争と地図の分析

本稿では、まず 2011 年から 2013 年に駐日韓国大使をつとめた、韓国の元外交官シン・ガクス(申珏秀)の 1981 年の論文を取り上げて検討することとする。英米の国際法の研究成果、過去の国際裁判の判例を踏まえた上で、領土紛争における地図の機能についてまとめた基本的な論文である。領土問題の研究では重要な論文であるにもかかわらず、掲載誌の該当号は、日本国内では、国立国会図書館、大学図書館、都道府県立図書館に所蔵がなく、DBpia といった電子媒体でしか見ることができない³⁾。また、わが国の竹島問題の研究でも引用されていない。そこで本稿では、シン・ガクスの論文のうち、竹島問題で主に領有権の根拠として引用されている、古地図の機能に関係する部分を引用した上で、竹島問題での関連を検討することとしたい。

上でも述べたように、竹島問題の研究では、韓国側の方が、わが国の古地図を領有権の根拠として取り上げる研究が多い。さらに国際法でも、韓国側の方が、国際紛争における地図の証拠能力についての論文が多く、また証拠としての証明力の判断の基準が提示されていることから、それらの研究成果を踏まえれば、竹島問題の研究で提示されている古地図について、その基準にあうかどうか検討する

ことができる。また、日韓の国際法学者において、見解の異なる私的地図の扱い方についても、国際法に基づいて検討を行うことができる。

本稿は国外の優れた研究内容を紹介する「翻訳」ではないものの、長文にわたり翻訳を引用するのは、次のような意図がある。すなわち、竹島問題に関する従来の研究のなかには、史料や論文を引用する際に、史料や論文全体の主旨、論文の著者の意図に関係なく、自らの主張に合致する部分のみを切り取り、さらにはそれを誇張して、意図的に印象操作を行い、論を展開する論文がみられる。そうした行為は、たとえ見解の分かれる領土問題を論じるとしても、研究者としてあるまじき行為である。そこで本稿では、冗長ではあるが、なるべく引用を多くして、論文の著者の意図が改変されないように、できるだけ引用した上で、論を展開することとする。

2-1-1. 地図と領土紛争

まず、シン・ガクス論文の「はじめに」にあたる「地図と領土紛争」について引用する。

I. 地図と領土紛争

すべての領土紛争の基本的特性は、本質的に領土主権に関連して複雑性を帯びるので、伝統的に領土取得方法とみなされてきた先占・割譲・征服・時効・添付が明確に区分されて適用されないという点である⁽¹⁾。実際に大部分の領土紛争は、多様な種類の権原が混ざりあうなかで、紛争当事国の承認、黙認、禁反言による法的効果が付加されるため、結果的に相対的権原の優位比較問題に帰着することになる⁽²⁾。そして、領土紛争を扱う国際裁判では、決定的時点(critical date)での権原確立の立証問題に判決の焦点を合わせるようになって、結局紛争当事国が提出した証拠を比較して、相対的に優位にある権原を確認するものと決まっている。

したがって、領土紛争の当事国は、自国の権原の優位を立証するために、これに関するすべての証拠を提出することになる。これらの証拠の一つとして、ほぼすべての領土紛争で漏れなく現れるのが地図である。すなわち、紛争当事国は、通常、単純な数的優位を通じて、裁判所を圧倒する戦略を領土紛争において駆使するからである⁽³⁾。紛争当事国は、自国の領有権主張を正当化したり、または、逆に他方の当事国の領有権主張の不当性を主張するために、地図を証拠として掲げて、こうした地図の種類は、公式地図から個人地図に至るまで、非常に多様である⁽⁴⁾。

このように領土紛争で地図が権原の証拠として援用される理由は、地図の本質的機能に起因する。地図の優先的機能は、地球表面の一部または全部の縮小としての空間的位置と、地図上に現れる諸現象の相互関係を記録し、提示し、分析することに寄与するものであり、標準的な意思伝達的手段として使用されていることにある。言い換えれば、地図は、地球表面にある地理的事実に対する認識の基礎資料であると同時に、一国の主権の範囲という政治的事実を表現している。したがって、地図がこのような二重の機能がある程度客観的に遂行しているかどうかは、具体的な領土紛争において、地図の証拠力を決定する基準となる。

そして地図の証拠力を決定するもう一つの基準は、地図が証拠として援用されている具体的な領土紛争の性格である。地図の証拠力は、地図の性格・機能・価値だけでなく、地図がどのような段階の領土紛争—領有権決定、国境画定、国境標識—で援用されているかによって、非常に多様に決定される。通常、国家間の国境は、領土配分に関する関係国間の政治的決定、条約による国境画定(delimitation)と、国境を認識可能な標識設置を通じて地上に表示する国境標識(demarcation)の3段階を経て形成される⁽⁵⁾。原則的に、領有権決定に関係する領有権紛争の場合、権原の確立が問題となるのに対して、国境画定の場合には、条約または公式文書上の国境の位置を選択して定義する作業を意味するの

で、国境条約の解釈または国境画定原則の適用が問題として提起される⁽⁶⁾。したがって、地図が援用されている領土紛争の性格によって、同じ価値の地図も異なる証拠力が付与される。

このように地図は、地図の性格・機能・価値と、関連する領土紛争の性格によって、それぞれ異なる証拠力が認められるように、本稿は領土紛争に関する国際判例を中心に、前記した2つの変数—地図の性格・機能・価値と関連する領土紛争の性格—による地図の証拠力を検討してみることとする。このため地図が国際訴訟法上証拠力を備えるために一般的に要求される諸要素を検討した後に、このような要素を備えた地図が領土紛争の性格に応じて、どの程度の証拠力が認定されるかを考察してみることにする。そしてこれと並行して、地図が領土紛争において、最も顕著に認定されている消極的効力と関連して、承認・黙認・禁反言との相互関係を照明することによって、地図の消極的効力がどのように評価されるべきかを検討してみる。

【注】

- (1) 領土と主権間の相互関係に関しては、英・米間の北大西洋漁業紛争事件に関する常設仲裁裁判所の判決によく現れている。
「主権の本質的要素の一つは、それが領土の限界内で行使されなければならないという事実であり、反対の証拠がない限り、領土は主権と同一延長にあるという点である。」Report of International Arbitral Awards, Vol. XI, p.180.
- (2) 国際法上「権原」の概念は、ローマ法の所有 (dominium) と等価の概念であるが、実際に紛争解決に使用される権原の概念は、英米法上の「優越する所有権 (the better right to possess)」の概念と類似した、相対的概念に変化する特性がうかがわれる。Jennings, *the Acquisition of Territory in International Law*, pp.5-6；思うに、具体的紛争において相対的権原が問題になるのは、領土主権のなかで、絶対的所有権よりも相対的支配権、すなわち、国家の主権的行為が対立する双方の権原の優位を決定す

るためとみることができらるだろう。

- (3) Sandifer, *Evidence before International Tribunals*, revised ed. (1975), p.229.
- (4) 地図は通常参照用地図 (reference map) と主題用地図 (thematic map) に大別される。前者は参照のために地理的事実を一般的に表現する地図を言い、地形図 (topographical map)、地図帳 (atlas) 及び測量図 (cadastral map) に分けられる。後者は人口、産業、気候など特定の主題を中心に製作される地図である。地形図の場合、正確性のために政府機関によって計画的に製作されることで、法律文書としての地位が付与され、地名・地形が通常表示されないという点で、地図帳と区別される。したがって、地形図と地図帳の場合、通常測量図または主題用地図より、国家の主権作用に、より一層密接な関連を持つという点で、領土問題において、証拠としての効用が大きいと言える。しかし、このような機能的区別は絶対的なものでなく、地図の他の属性及びおよび関連紛争をめぐる具体的状況によって変化する。International Encyclopedia of the Social Science, Vol.2, p.325.
- (5) Johnes, *Boundary-making*, p.5；McMahon は国境測定 (※訳者注：「国境画定」が正しいと考えられる) と国境標識を次のように区別している。「国境画定は、条約または公式文書において、国境の位置を選択して定義する作業を意味する。それは、これに先行する一般的領土配分より具体的であり、通常この後に続くことになる国境標識より、具体性が足りない。」McMahon, "International Boundaries", *Journal of the Royal Society of Arts*, Vol.84 (1935), p.2. しかし、このような領土紛争の段階的区別は、具体的紛争において、先験的に明確に適用できるわけではないが、本稿で扱う地図の証拠力を評価する基準の一つとして便宜上導入した。
- (6) I Brownlie, *Principles of Public International Law*, 3rd ed. (1979), p.127.

ここで重要な点は、まず①国際裁判と領土紛争との関係である。「領土紛争では紛争当事国が提出した証拠を比較して、相対的に優位にある権原を確認するものと決まっている」としている。また注2でも、「具体的紛争において相対的権原が問題になるのは、領土主権のなかで、絶対的所有権よりも相対的支配権、すなわち、国家の主権的行為が対立する双方の権原の優位を決定するためとみることができるだろう」としている。

イギリス領チャンネル諸島とフランス本土との間にあるマンキエ・エクレオ両諸島【図1、図2】の帰属について、イギリスとフランスが古くからの固有の権原をもつとして主張し争ってきたマンキエ・エクレオ事件は、竹島問題と類似しているといわれている。この事件は1951年国際司法裁判所に付託され、1953年国際司法裁判所は、双方が提出した証拠の相対的価値力の評価を行い、イギリスの実効的占有による権原を認め、主権がイギリスに帰属すると認定した。判決文によると、「裁判所は、いずれの当事国が、これらの小島群のどちらかの、または両方に対する権原のより信ぴょう性のある証拠を提出したかを決定しなければならない。特別の合意第一条の規定により、両当事国は、共有地(Condominium)のみならず、無主地(res nullius)の地位も排除している。」「特別の合意により、裁判所は、取得の対象となりうる限り、この小島及び岩礁に対する主権を決定するよう要請されている。これらの用語は、物理的に取得することが可能な小島及び岩礁に関するものとみなされるべきである。裁判所は、いずれの当事国に全体としての各小島群に対する主権が帰属するかを一般的に決定することを要請されているのであって、小島群を構成するそれぞれの単位に関する事実を

詳細に決定することを要請されているのではない」と記している(波多野・筒井1979、p.311)ことから、国際裁判において相対的権原の優位を比較することは、過去の国際判例にもみられるのである。

また「決定的時点」(＝決定的期日)とは、「当事国間に紛争が発生または領域主権の帰属が決定的となったとみとめられる時期」のことで、「裁判所により決定的期日が定められれば、それ以前に存在した事実または行為に限り証拠力が認められ」、「竹島問題については、1952年の李承晩ライン宣言設定後、日本がはじめて抗議した日が決定的期日とされる可能性は高いと思われる」(中野2011、pp.117-122)とされている。わが国では、江戸時代には幕府の許可のもと、現在の竹島で経済活動を行い、また1905(明治38)年には国際法に基づき、島根県に編入したが、一方韓国側では、1905年以前に朝鮮王朝なり大韓帝国が現在の竹島を実効支配した証拠が一切確認されていないことから、1952(昭和27)年以前に日韓のどちらが相対的に優位な権原を有しているかは一目瞭然である。わが国の一部研究者が「領土」とは何かといった明確な概念規定も行わず、竹島は日韓どちらの領土でもない主張したり、竹島に対する日韓両国の民間人の活動を強調したりしているが、こうした主張は国際法や過去の国際判例を踏まえない主張であるといえる。

②「紛争当事国は、自国の領有権主張を正当化したり、または、逆に他方の当事国の領有権主張の不当性を主張するために、地図を掲げて、こうした地図の種類は、公式地図から個人地図に至るまで、非常に多様である」という指摘も重要である。拙稿で指摘したように(拙稿2007;拙稿2008)、1905年以前には韓国側で竹島の存在を正確に認識し、ま

た支配していたことを示す地図は1枚もないことを示した。しかしながら、わが国の一部研究者及び韓国側の研究者は、公式地図、私的地図を問わず、わが国の古地図を取り上げ、わが国には竹島の領有権の根拠がないと主張しているのは、先に触れた通りである。

国際裁判で重要視されないとされる、私的地図はともかくとして、わが国の公的地図のうち、1877（明治10）年3月の「竹島外一嶋之義、本邦関係無之義ト可相心得事」とした太政官決定に付属する地図、すなわち「磯竹島略図」は、韓国政府作成のパンフレットにも掲載されている。「日本内務省が太政官に質疑した際に添付した地図「磯竹島略図（磯竹島は日本における鬱陵島の旧名称）」に竹島（鬱陵島）と共に松島（獨島）が描かれている点などからも、上記の「竹島外一嶋」の一嶋が獨島であることは明白です」（大韓民国外交通商部2012、p.8）とあることから、仮に竹島問題が国際裁判となった場合、韓国側はわが国の主張を否定する証拠の一つとして提出する可能性が高いといえる。しかしながら、こうした状況が予想されているにもかかわらず、日本政府、外務省がこれまでこの絵図に対して明確な反論を行ったというのを残念ながら見たことがない。したがって、わが国は竹島の領有権を主張する際、「磯竹島略図」を含めた、わが国の公式地図について研究を進める必要があるといえる。そこで本稿では、「磯竹島略図」など日韓で議論されている地図について、国際法における地図の証拠力を決定する基準を踏まえ、検討することとしたい。

③国際裁判における地図の機能とその基準について、それぞれ2つあるとしている。まず地図の機能について、「領土紛争で地図が権原の証拠として援用される理由は、地図の

本質的機能に起因する」とし、1つ目は「地図は、地球表面にある地理的事実に対する認識の基礎資料である」こと、2つ目は「一国の主権的範囲という政治的事実を表現している」としている。したがって、地図がこうした2つの機能のある程度客観的に遂行しているかどうか、「具体的な領土紛争において、地図の証拠力を決定する基準となる」とし、これが地図の証拠力を決定する1つ目の基準であるとしている。この2つの機能は、古地図において地理的事実をどのように認識し、政治的事実をどのように表現しているかを分析すること、すなわち、古地図を地理学的に分析することを指す。国際裁判において古地図を証拠として使用する際には、地理学的な分析が欠かせないことが改めて確認できる。

次に、地図の証拠力を決定する2つ目の基準は、「地図が証拠として援用されている具体的な領土紛争の性格である」とし、「地図がどのような段階の領土紛争—領有権決定、国境画定、国境標識—で援用されているかによって、非常に多様に決定される」とする。具体的には、「国家間の国境は、領土配分に関する関係国間の政治的決定、条約による国境画定（delimitation）と、国境を認識可能な標識設置を通じて地上に表示する国境標識（demarcation）の3段階を経て形成される。領有権決定に関係する領有権紛争の場合、権原の確立が問題となるのに対して、国境画定の場合には、国境条約の解釈または国境画定原則の適用が問題として提起される」としている。

竹島問題の場合は、1段階目の「領有権決定をめぐる紛争」に該当すると考えられるので、①で述べたように、日韓のどちらが竹島の権原を確立したのかが問題になると考えられる。また、「決定的期日」の前の1952（昭

和 27) 年に発効した、サンフランシスコ平和条約が戦後のわが国の領土を決定したものであることから、2段階目の「条約による国境画定」も対象となる可能性があると考えられる。実際韓国政府は、サンフランシスコ平和条約について、「獨島は第2次世界大戦終戦後独立した大韓民国の不可分の領土となり、これは1951年のサンフランシスコ講和条約でも再確認されました」(大韓民国外交通商部2012、p.11)と、わが国とは正反対の主張を行っている。ただし、地図に関しては、サンフランシスコ平和条約では、条約に付属する地図が作成されていないことに注意を払う必要がある。3段階目の「国境標識」については、わが国の事例では、1905(明治38)年締結の日露戦争の講和条約、ポーツマス条約において、ロシアは樺太の北緯50度以南の領土を永久に日本へ譲渡すると合意した後、天文測量による日露両国の国境画定作業が行われ、北緯50度線上に国境標識が設置されたことを指すが、戦後わが国の領土は、帰属未定地を除けば、外国と陸続きとなっておらず、竹島も日本海に浮かぶ島であることから、これは該当しないと考えられる。また「地図が援用されている領土紛争の性格によって、同じ価値の地図も異なる証拠力が付与される」とされているので、竹島問題の場合は、地図を証拠として出したとしても、基本的には権原の確立が問題となると考えられる。

④最後に、この論文の目的として、③を踏まえ、「地図は、地図の性格・機能・価値と、関連する領土紛争の性格によって、それぞれ異なる証拠力が認められる」ので、「領土紛争に関する国際判例を中心に、前記した2つの変数による地図の証拠力を検討してみることを」挙げている。具体的には、「地図が

国際訴訟法上証拠力を備えるために一般的に要求される諸要素を検討した後に、このような要素を備えた地図が領土紛争の性格に応じて、どの程度の証拠力が認定されるかを考察してみることを」挙げている。シン・ガクスが挙げた、国際法上の地図の証拠力を備えるための諸要素を、竹島問題で具体的に検討すれば、これまで証拠力を全く検討せず、無原則に古地図を取り上げてきた主張に対する明確な反論となるほか、今後の国際裁判を見据えた準備とすることも可能であろう。なお、論文のもう一つの課題である、「地図が領土紛争において、最も顕著に認定されている消極的効力と関連して、承認・黙認・禁反言との相互関係を照明することによって、地図の消極的効力がどのように評価されるべきかを検討」すること、すなわち地図と禁反言の関係については、1962年国際司法裁判所で判決が出た、タイ・カンボジア間のプレア・ビヘア寺院事件で適用されたように、重要な観点の一つであるものの、これについては別の機会に検討することとしたい。

2-1-2. 地図の証拠力の決定要素

本稿で対象とする地図の証拠力の決定要素は、この2章で取り上げられている。論文では、決定要素の説明の前に、まず地図の証拠力について述べている。

II. 地図の証拠力の決定要素

領土紛争における立証責任は、一般的に手続法の原則によって、特定の事実を主張、または援用する国家に賦課されるが、国際裁判においては、立証責任の分配原則にこだわることなく、具体的状況によって、自由に証拠を評価することができる自由が認められている⁽⁷⁾。こうした事実は、元々立証責任の分配に関する法原則は、手続法の領域に属するものであるが、究極的に

は関連事項に適用される実態法の原則の内容と関連するという点で、一層そうである⁽⁸⁾。したがって、領土紛争の当事国は、自国の主張を裏付けたり、または他方の当事国の主張に対する反対主張のために、地図を証拠として援用しようとする場合、自ら関係地図の証拠力を立証しなければならない。そして自国が製作した地図の消極的効力による禁反言の効果を排除しようとする紛争当事国も、これに関する立証責任を負担する⁽⁹⁾。なぜなら、すべての地図の証拠力は同じではない。地図の性格・目的・製作者・製作時期・機能など、地図の価値を決定する多くの変数に依存しているため、紛争当事国が望む事実の立証のための地図の証拠力を、紛争当事国自身が立証しなければならないからである。

したがって、地図を証拠として提出する紛争当事国は、官製地図の証拠力をどのように決定すべきかの問題にぶつかることになる。厳格に言えば、地図の証拠力は、相互独立した2つの要素によって評価される。すなわち、地図の証拠力は、地図が文書証拠として援用されるための諸要素を、どの程度充足しているかどうかと、地図が他の権原要素、例えば地方的統治行為・国境条約などと比較して、どの程度優位を占めているのかどうかによって決定される。前者は地図の証拠としての一般的要件に関連することであり、地図も文書の一種であるため、文書証拠に関する一般原則が適用される。後者は、領土主権の決定のための関連性の基準に照らして、他の権原要素等より、どの程度の優先度 (priority) が付与されるかの問題として、領土紛争に適用される実体法との関係によって把握することができるので、後述することにする⁽¹⁰⁾。本章では、前者の側面に限定させて、地図の証拠力を決定する諸要素を検討してみることにする。

国際訴訟手続の最大の特徴の一つは、書面証拠に対して付与する重要性とするだろう。国際訴訟における証拠は書面形式で提出されることが原則であり、直接的な口述証拠は例外として扱われる⁽¹¹⁾。地図も本質的に文書証拠の部類に属するものとして、領土紛争で選好されるもの

であり、したがって、地図の証拠力の問題も、文書証拠に関する一般原則の規律の下に置かれる。

国際訴訟法上、文書証拠は1次証拠と2次証拠に区分される。そして国際訴訟の手続では、国内訴訟のように、最上証拠の原則 (best evidence rule) が厳格に適用されないため、両者の区別は、証拠の採択 (admissibility) の問題ではなく、証拠の価値問題として把握される⁽¹²⁾。これはたとえ2次証拠であっても、これよりよい証拠が利用可能である理由で、必ずしも排除されるのではなく、より低い証拠力が付与されたり、または全く証拠力が付与されないということの意味する。地図も権原確立の事実を直接立証することができる1次証拠に該当する場合と、単純に状況証拠または伝聞証拠として、間接的な立証機能を有する2次証拠を構成する場合に区分される。結局、地図の証拠力の決定要素は、1次証拠と2次証拠の区別基準とすることができるだろう。

【注】

- (7) J.H.W.Verzijl, *International Law in Historical Perspective*, Vol. III, p.611.
- (8) 領土紛争における立証責任の分配に関しては、Preah Vihear 寺院事件に関する国際司法裁判所の判決参照。ICJ Reports, 1962, p.16.
- (9) アルゼンチン・チリ国境紛争事件の場合、アルゼンチンがチリに、Encuentro 川の主流を両国国境と主張できないように、チリが製作した公式地図である Llanquihue 地図(1913)及び Carta Preliminar 地図(1952)を証拠として提出したのに対して、チリは同地図の証拠力を否認するのに必要な立証責任を負担した。Report of International Arbitral Award (以下 R.I.A.A. と略称), Vol.16, p.165.
- (10) S.Rosenne は、国際司法裁判所の文書証拠に関する厳格な態度を、判例を挙げて説明し、証拠力の問題に関して次のように結論付けている。「このような例は、証拠の立証力が関連問題に依存し、裁判所が決定を

下すために適用する国際法の実体法の原則によって決定されることを示している。これが関連性 (relevance) の基準に対する合理的解釈である。」S. Rcsenne, *The Law and Practice of the International Court*, Vol. II (1965), pp.581 ~ 582.

- (11) Sandifer, *op. cit.* (supra n. 3), p.196 : 領土紛争において、証言の証拠力問題が扱われた事件では、Walfish 湾紛争事件を例に挙げているように、同事件に関する仲裁判決は制限的態度を取っている。「仲裁官が証人に対していかなる反対審問もできないという点で、証言の価値は確かに減少し、両当事国の主張から判断してみると、紛争当事国が立てた証人は、国籍・居住・職責のために、彼らが証拠を提供する国家に依存するという事実は、彼らの主張を弱体化させる理由になる。」R.I.A.A. Vol.11, p.302.
- (12) Sandifer, *op. cit.* (supra n. 3), p.203.

①「領土紛争の当事国は、自国の主張を裏付けたり、または他方の当事国の主張に対する反対主張のために、地図を証拠として援用しようとする場合、自ら関係地図の証拠力を立証しなければならない」としている。その理由として、「すべての地図の証拠力は同じではない。地図の性格・目的・製作者・製作時期・機能など、地図の価値を決定する多くの変数に依存しているので、紛争当事国が望む事実の立証のための地図の証拠力を、紛争当事国自身が立証しなければならないからである」としている⁴⁾。竹島問題の場合、今のところ、国際司法裁判所へ付託される可能性は低いものの、先に述べたように、韓国側はわが国の古地図をもとに、竹島の領有権を主張している以上、わが国は、韓国側の立証について反論を準備することが求められるといえる。

②「地図を証拠として提出する紛争当事国

は、官製地図の証拠力をどのように決定すべきかの問題にぶつかることになる」としており、先に触れたように、国際裁判で証拠として提出される地図は、私的地図よりも公的地図=官製地図であることが確認できる。次に、「地図の証拠力は、相互独立した2つの要素によって評価される」とする。1つ目は、「地図が文書証拠として援用されるための諸要素を、どの程度充足しているかどうか」、2つ目は「地図が他の権原要素、例えば地方的統治行為・国境条約などと比較して、どの程度優位を占めているのかどうかによって決定される」とする⁵⁾が、この論文ではまずは1つ目の側面に限定して、地図の証拠力を決定する諸要素を検討している。なお、1つ目の要素は「地図の証拠としての一般的要件に関連することであり、地図も文書の一種であるため、文書証拠に関する一般原則が適用される」とされる。したがって、地図を証拠として提出する場合には、まず「文書証拠」について検討する必要がある。

③次に、文書証拠としての地図について、「国際訴訟における証拠は書面形式で提出されることが原則であり」、「地図も本質的に文書証拠の部類に属するもの」で、「地図の証拠力の問題も、文書証拠に関する一般原則の規律の下に置かれる」としている。そして、「国際訴訟法上、文書証拠は1次証拠と2次証拠に区分され」、「国際訴訟の手続では、両者の区別は、証拠の採択の問題ではなく、証拠の価値問題として把握される」としている。つまり、国際裁判では、裁判所に提出された地図が、証拠としての価値があるかどうかが重要であることを示している。ここで注意するのは、「たとえ2次証拠であっても、必ずしも排除されるのではなく、より低い証拠力が付与されたり、または全く証拠力

が付与されないということの意味する」という点である。すなわち、私的地図であっても2次証拠とされることがあり、その場合には証拠力が付与されることがある。しかしながら、地図は「権原確立の事実を直接立証することができる1次証拠に該当する場合と、単純に状況証拠または伝聞証拠として、間接的な立証機能を有する2次証拠を構成する場合に区分される」とあるので、2次証拠自体には、領土の権原確立の事実を直接的に立証することはできず、間接的な立証機能しか有さないという点は重要である。つまり、従来の研究で多々みられるように、2次証拠にしかない私的地図などを、無原則に領有権主張の根拠としているのは、国際法上は明確に誤りであることが確認できる。したがって、「地図の証拠力の決定要素は、1次証拠と2次証拠の区別基準とする」というのは、竹島問題で地図を証拠とする際も重要であるといえる。

以下、この論文では、地図の証拠力の決定基準として、公式性・独創性・正確性・客観性の4つを取り上げ、「地図の性格・目的・製作者・製作時期・機能に照らして」、4つの基準がどれくらい充足したかについて検討している。

(以下次号)

注

- 1) 1962年3月19日付韓国『民国日報』所収の巨文島在住のキム・ユンサム(金允三)の回想記事「『独島は昔からわれらの領土』千石建て、いかだ船で行き来、日本人は影もなくて・・・、元山、対馬島まで私たち独り舞台」など。
- 2) 1904(明治37)年9月25日「戦艦新高号行動日誌」。

- 3) 文献入手の際には、本学附属図書館の三村のぞみ氏にお世話になった。
- 4) わが国では、国際法が専門である深町が、地図の証拠価値について、次のように記していることが注目される。「注意しなければならないのは、どのような機能であれ、個々の地図についてそれを認めるか否かは、諸々の基準に照らして判断される各地図の証拠価値に大きく依存することである。すなわち、当該地図の「出所(provenance)、縮尺および品質、他の地図との一貫性、当事国による利用状況、公知性の程度、当該地図によって不利な影響を受ける側が利用してきたかどうか、地図を作製した側の利益に反する度合い」などが総合的に勘案されることになる。」(深町2013、p.40)
- 5) この点についても、わが国では深町が次のように記していることが注目される。「諸判例において地図が立証に関係した具体的状況としては、条約の解釈、管轄権行使(exercise of jurisdiction)の証拠との比較、当事国による不利な自認(admission)や黙認の有無の検討、一定の地理的事実の確定などを挙げることができる。」(深町2013、p.40)

引用文献

- 荒木教夫(1999):領土・国境紛争における地図の機能, 早稲田法学 74-3, pp.1-26.
- イ・サンテ(2007):『史料が証明する独島は韓国領』(韓国語), キョンセウォン, 255p.
- イ・ジンミョン(2005):『独島、地理上の再発見』(改訂増補版)(韓国語), サミン, 342p.
- ウリ文化を守る会(2015):『日本古地図選集』

- (韓国語), ウリ文化, 78p.
- 奥原敏雄 (1978): 尖閣列島領有権の根拠, 中央公論 93-7, pp.66-76.
- 奥原敏雄 (1997): 領土問題と国家主権, 国際問題 445, pp.2-13.
- 奥原敏雄 (1998): 領土問題と国家主権概念, 日本国際問題研究所編『領土紛争に見る国家主権概念の変容』, 日本国際問題研究所, pp.1-10.
- キム・ミヨンギ (2009): 国際法上地図の領土権原認定証拠に関する研究 (韓国語), 獨島研究 7, pp.151-191.
- シン・ガクス (1981): 領土紛争における地図の証拠力—国際判例を中心に— (韓国語), 国際法学会論叢 49, pp.109-135.
- 大韓民国外交通商部編 (2012): 『韓国の美しい島、獨島』, 大韓民国外交通商部, 32p.
- 第3期竹島問題研究会編 (2014): 『竹島問題 100問 100答』, ワック, 240p.
- 塚本 孝 (1985a): 竹島関係旧島取藩文書および絵図—上—, レファレンス 35-4, pp.75-90.
- 塚本 孝 (1985b): 竹島関係旧島取藩文書および絵図—下—, レファレンス 35-5, pp.95-105.
- 塚本 孝 (2011): 北方領土問題の経緯【第4版】, 国立国会図書館 調査と情報—ISSUE BRIEF— 697, pp.1-10.
- 塚本 孝 (2013a): 元禄竹島一件をめぐる—付、明治十年太政官指令, 島嶼研究ジャーナル 2-2, pp.34-55.
- 塚本 孝 (2013b): 竹島領有権紛争の論点, 法政論叢 50-1, pp.146-157.
- 塚本 孝 (2014): 竹島領土編入 (1905年) の意義について, 島嶼研究ジャーナル 3-2, pp.50-66.
- 塚本 孝 (2016): 竹島領有権をめぐる韓国政府の主張について—政府広報資料『韓国の美しい島、獨島』の逐条的検討, 東海法学 52, pp.86-72.
- 中野徹也 (2011): 竹島の帰属に関する一考察, 関西大学法学論集 60-5, pp.103-134.
- 日本国外務省・ロシア連邦外務省編 (1992): 『日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料』, 日本国外務省, 98p.
- 日本国外務省・ロシア連邦外務省編 (2001): 『日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料』 (新版), 日本国外務省, 24p.
- パク・ヒョンジン (2007): 独島領有権と地図・海図の証拠能力・証明力 (韓国語), 国際法学会論叢 107, pp.89-123.
- パク・ヒョンジン (2016): 『独島領土権研究: 国際法・韓日関係と韓国の挑戦』 (韓国語), 景仁文化社, 844p.
- 波多野里望・筒井若水編 (1979): 『国際判例研究 領土・国境紛争』, 東京大学出版会, 386p.
- 東寿太郎 (1965): 国境紛争と地図 (1), 神奈川法学 1-2, pp.1-26.
- 東寿太郎 (1966): 国境紛争と地図 (2), 神奈川法学 2-1, pp.15-37.
- 藤井賢二 (2012): 竹島問題における韓国の主張の形成, 第2期竹島問題研究会編『竹島問題に関する調査研究 第2期最終報告書』, 島根県総務部総務課, pp.43-59.
- 深町朋子 (2013): 領土帰属判断における関連要素の考慮, 国際問題 624, pp.35-43.
- 船杉力修 (2007): 絵図・地図からみる竹島 (Ⅱ), 竹島問題研究会編『竹島問題に関する調査研究 最終調査報告書』, 島根県総務部総務課, pp.103-191.
- 船杉力修 (2008): 「絵図・地図からみる竹島 (Ⅲ)」, 島根県総務部総務課編『竹島問題に関する調査研究報告書 平成19年度』,

島根県総務部総務課, pp.83-118.

船杉力修 (2013) : 竹島の日本地図についての韓国側報道に対する反論 (1) - 1905年編入後から1945年までの日本地図について -, 島嶼研究ジャーナル 3-1, pp.89-105.

船杉力修 (2014) : 竹島の日本地図についての韓国側報道に対する反論 (2) - 1905年編入後から1945年までの日本地図について -, 島嶼研究ジャーナル 3-2, pp.111-118.

船杉力修 (2015a) : 竹島の日本地図についての韓国側の報道・論文に対する反論 (3) - 江戸時代の地図 (1)、林子平の地図について -, 島嶼研究ジャーナル 4-2, pp.67-101.

船杉力修 (2015b) : 竹島の日本地図につい

ての韓国側の報道・論文に対する反論 (4) - 2015年7月17日付韓国・中央日報報道の地図について (1) -, 島嶼研究ジャーナル 5-1, pp.86-119.

船杉力修 (2016) : 竹島の日本地図についての韓国側の報道・論文に対する反論 (5) - 2015年7月17日付韓国・中央日報報道の地図について (2) -, 島嶼研究ジャーナル 5-2, pp.100-133.

船杉力修 (2017) : 竹島の日本地図についての韓国側の報道・論文に対する反論 (6) - 2015年7月17日付韓国・中央日報報道の地図について (3) -, 島嶼研究ジャーナル 6-2, pp.111-153.

保坂祐二 (2005) : 『日本古地図にも独島はない』 (韓国語), 子音と母音, 301p.

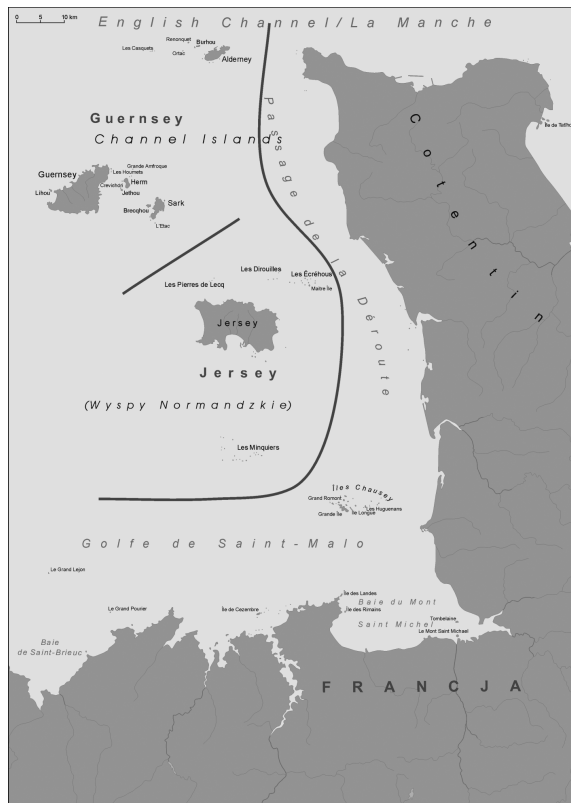


図1 マンキエ・エクレオ諸島の位置 (広域)

マンキエ (Minquiers) 諸島及びエクレオ (Ecrehos) 諸島は、イギリス領チャンネル諸島の一つジャージー (Jersey) 島とフランス本土との間にあり、それぞれが2,3の住居可能な小島と多くのより小さな小島と無数の岩礁とからなっている。エクレオ諸島は、ジャージー島の北東にあり、ジャージー島に最も近く、常に水面上にある岩礁から測定して、ジャージー島から3.9海里(約7.2km)、同じ方法で測定して、フランス本土から6.6海里(約12.2km)のところである。マンキエ諸島は、同じ方法で測定して、ジャージー島の南、ジャージー島から9.8海里(約18.1km)、フランス本土から16.2海

里(約30.0km)のところにある。マンキエ諸島は、フランス領のショゼイ諸島(Chausey Islands)から8海里(約14.8km)のところにある(波多野・筒井1979, pp.309-310)。竹島問題では、韓国側の領有権の根拠の一つとして、竹島は、韓国・鬱陵島から最も近く、87.4kmしか離れておらず、天気の良い日には肉眼で眺めることができ、鬱陵島の一部として認識されてきた(大韓国外交通商部2012, p.5)といった、地理的近接性を挙げているが、マンキエ・エクレオ事件の判決をみれば、国際裁判では地理的近接性は全く関係ないことが分かる。

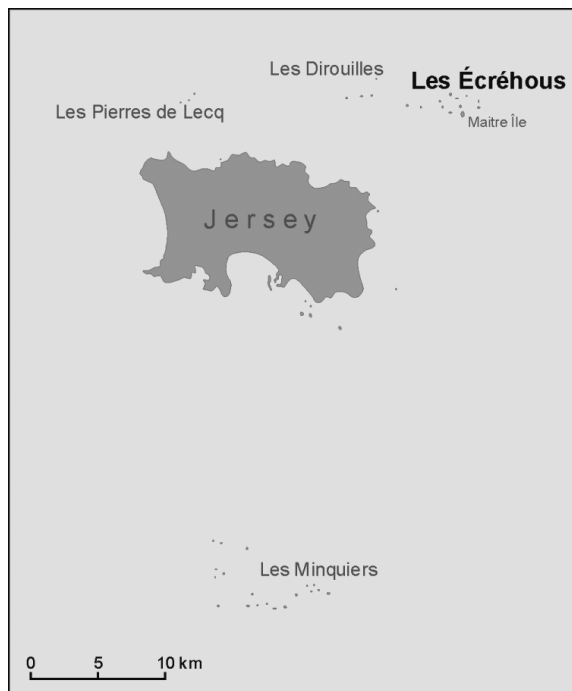


図2 マンキエ・エクレオ諸島の位置(拡大)